

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで  
② 昭和57年8月から同年9月まで  
③ 昭和57年12月から60年12月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和57年1月から同年3月までの期間、同年8月から同年9月までの期間及び同年12月から60年12月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和57年1月21日に自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料については実母が納めていた。申立期間②の保険料については、妻がA銀行B支店で納付していた。申立期間③については、私が、母に10万円ないし20万円くらいのお金を借りて、夫婦二人分の保険料をまとめてC町役場（当時）で納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②は2か月と短期間である上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和57年6月ころと考えられ、現年度納付が可能であった申立期間②の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

### 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和57年1月21日に国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の戸籍の附票より、57年2月1日にC町（当時）に転入していることが確認できることから、申立内容と一

致しない。

また、申立人が申立期間①当時に居住していたD区において国民年金加入手続を行った場合、「E」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるが、申立人の国民年金手帳記号についてはF社会保険事務所管内の市町村に払い出される「G」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張に不合理な点が認められる。

申立期間③について、申立人は、実母に10万円ないし20万円くらいのお金を借りて、C町役場において夫婦二人分の保険料をまとめて納付していたと主張しているが、申立期間③については37月であり、申立期間以後は特例納付制度が運用されていなかったため、さかのぼって納付可能な過年度保険料が2か年分であることから、申立内容に矛盾がある。

また、申立期間③の一部については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間①及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から同年9月まで  
② 昭和57年12月から60年12月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和57年8月から同年9月までの期間及び同年12月から60年12月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和57年6月に結婚したのを契機に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料については、その後、A町役場（当時）から届いた納付書により、夫の分と一緒に銀行の窓口で納付した。また、申立期間②の保険料については、夫が、義母から10万円ないし20万円くらいのお金を借りて、夫婦二人分を一度にまとめてA町役場で納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①は2か月と短期間である上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和57年6月ころと考えられ、現年度納付が可能であった申立期間①の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

#### 2 一方、申立期間②について、申立人は、その夫が、義母に10万円ないし20万円くらいのお金を借りて、A町役場において、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立期間②については37月であり、申立期間以後は特例納付制度が運用されていなかったため、さかのぼって納

付可能な過年度保険料が2か年分であることから、申立内容に矛盾がある。

また、申立期間②の一部については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年3月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

昭和43年に会社を辞めたことから、母が、同年4月に国民年金の加入手続を行い、保険料については納税組合を通じて納付していた。申立期間①の保険料については、結婚して夫が所属するA機関に納付を依頼していたが、母も納税組合を通じて納付しており、二重に納付していたと思われる。

また、申立期間②の保険料については、夫が所属するA機関が代行して夫の分と一緒に納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和43年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことから、母が国民年金の加入手続を行い、保険料については納税組合を通じて納付していたと主張しており、事実、B県C市が管理する国民年金被保険者名簿に、申立人の世帯が所属していた納税組合番号「D」が表記されており、43年4月から46年3月までの保険料を納期ごとに納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間①の保険料については、夫が所属する「A機関」が夫の分と一緒に代行して納付していた一方で、母も納税組合を通じて納付していたと主張しており、事実、「昭和46年度第2期分(名義:E)」の国民年金保険料領収書及び昭和49年4月から同年9月までの「F」の預り印が押印された「昭和49年度国民年金保険料第1期分及び第2期分納付書兼預り証」を所持しており、A機関が保管する「C市国民年金保険料一覧表」

には、昭和49年4月から50年3月までの保険料を納付したことを示すC市の領収印が押印されていることから、申立期間①の保険料については重複して納付されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間②を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、年金制度への関心の高さがうかがえる。

2 申立人は、昭和45年10月からA機関がその夫の分と一緒に代行して保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫は、昭和50年4月から51年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の保険料を一括納付したことが国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により確認できる一方、申立人が50年4月から51年3月までの保険料を同年12月15日に、同年4月から52年3月までの保険料を同年12月15日にそれぞれ過年度納付したことを示す領収書のコピーが同機関に保管されている上、当時の同機関G支部の関係者からは、この領収書のコピーについて、同機関が代行して保険料を納付した証拠として保管しているものである旨の証言が得られたことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、当該関係者からは、現年度保険料についてはC市役所から送付を受けた納付書及びA機関に所属する国民年金加入者一覧表を同機関本部に送付し、同機関本部から送金を受けて納付していたが、過年度保険料については、本人が納付して領収書を持参していた旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、自身が所持する昭和53年6月23日にA機関が納付した同年4月から54年3月までの保険料領収書に「52年度分未納」の記載があることについて、H村役場において、「未納分は2年前までしかさかのぼって納付することができないと言われた。」旨を記憶しており、この説明を受けた時点では、申立期間②については時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

また、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、同年7月から39年3月までの期間及び48年4月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和38年7月から39年3月まで  
③ 昭和48年4月から49年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から38年3月までの期間、同年7月から39年3月までの期間及び48年4月から49年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

義姉が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料のうち、昭和36年4月から結婚する37年6月までの保険料については、自分の小遣いから保険料相当額をその義姉に渡し、義姉が納付していた。結婚してからの保険料については、元夫の姉の飲食店を手伝って得たお金と昭和38年4月に元夫と共に開店した飲食店の売上げの中から納付した。

申立期間②の保険料については、飲食店の売上げの中から納付していた。

申立期間③の保険料については、離婚後、飲食店を開店した時期であり、未納があった時は、自宅に来たA市役所の職員を通じて納付した記憶がある。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その義姉が国民年金の加入手続を行い、申立期間①のうち、結婚するまでの期間の保険料を義姉が納付し、結婚後の期間の保険料については、自身が納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その義姉も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不



明である。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿（特殊台帳）により、申立人が昭和40年4月から41年3月までの保険料を41年4月30日に納付したことが確認できるが、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

- 2 昭和40年4月から41年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の納付状況から、申立人は、41年4月30日から保険料の納付を始めたものと考えられ、この時点では、申立期間②の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、元夫が国民年金に加入したかは定かでないが、加入していれば一緒に納付したはずであると主張しているが、その元夫は国民年金の加入手続を行った形跡はうかがえず、申立人の主張とは一致しない。

なお、国民年金被保険者名簿（特殊台帳）の昭和38年度の欄において、「00」が消され、保険料納付済月数を示す「03」の数字が記入されていることが確認できるが、これは、38年度の保険料の未納が確定した後に、3か月分の保険料が過年度納付されたことを示すもので、申立人が保険料の納付を開始したと推認できる41年4月30日に、39年1月までさかのぼって納付したものと考えられ、社会保険庁のオンライン記録への登載時に、本来、39年1月から同年3月までの期間について納付済みの記録とすべきところ、38年4月から6月までの期間に前詰りして納付済みの記録にしたものと考えられる。

このほか、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立人は、申請免除期間である昭和51年11月又は53年11月ころに申立期間③の保険料をまとめて納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、これらの時点では、申立期間③については時効により保険料を納付できず、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間③当時のA市役所では、1回でも保険料の滞納があると同市役所職員がすぐに集金に来ており、申立期間③の保険料としてまとめて16万8,000円納付したとも主張しているが、仮に、申立期間③の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違する上、同市は、当時、被保険者から過年度保険料の納付の申し出があった場合は、納付書を発行して金融機関において納付するよう案内し、職員は集金を行っていなかったとして、申立人の主張には不合理な点が認められる。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年1月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成3年7月から4年1月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、平成3年7月にA機関を退職し、同年8月ころに、B市役場（当時）において、妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私と妻の分の納付書が届いた平成5年8月ころに、夫婦二人分をまとめて納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月ころにB市役場において、その妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人が保有する国民年金手帳の住所変更履歴欄に、「C県D郡B市」の記載があるはずであるが、その記載が確認できない一方、申立人の妻が保有する国民年金手帳の住所変更履歴欄には、「C県D郡B市」のゴム印が押されていることが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、平成3年8月ころにその妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間に係るその妻の年金記録については、申立人が4年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得した時点において、3年7月にさかのぼって国民年金第3号被保険者資格から第1号被保険者資格に種別変更し、4年2月に第3号被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から49年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和43年9月から49年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和49年12月にA町(当時)に転入し生活に慣れてきたところに、国民年金保険料の集金に来てくれた人に勧められ、特例納付制度を利用して過去の未納分の保険料を2回に分けて納付した。昭和55年6月に10万4,000円を納付し、その後、申立期間に係る保険料約50万円を納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、昭和38年9月から40年10月までの国民年金保険料について、第3回特例納付制度を利用して55年6月に納付したことが確認できる。その後、昭和38年9月から40年10月までの期間については厚生年金保険被保険者であったことが判明したために、平成21年1月9日に、社会保険事務所は、本人の要請に基づき、同期間に係る納付済みの国民年金保険料を申立期間直前の昭和41年7月から43年8月までの国民年金保険料未納期間に充当している。このことから、申立人は、昭和41年7月から43年8月までの期間については国民年金保険料未納期間であることを認めているところ、仮に申立人の主張どおり、申立期間の保険料の納付記録が欠落していたとする場合、特例納付による収納が基本的に先に経過した月の分から順次行うことになっているため、今回、充当された同期間の保険料が未納であったことは考え難く、申立期間に係る保険料について、55年6月ころに特例納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月から17年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月から17年8月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成16年8月から17年8月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
申立期間の保険料については、平成17年5月ころに実弟から15万円を借り、A社会保険事務所において納付した記憶がある。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年\*月\*日に60歳になったことにより、国民年金被保険者資格を喪失後、18年4月に国民年金に任意加入し被保険者資格を取得しているが、同年同月の国民年金保険料について、同年8月16日に重複納付したことにより、申立期間直前の16年7月に充当されていることが確認でき、仮に、申立人が17年5月ころに申立期間に係る保険料を納付した場合、時効未到来期間の16年7月のみ保険料を未納とすることは考え難いことから、申立期間に係る保険料について、17年5月ころに納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人の居住地を管轄するB税務署に保管されていた申立人の平成17年分の確定申告書の社会保険料控除欄には、申立期間に係る保険料相当額の記載が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、そのほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間が多数存在し、納付意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 茨城国民年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年8月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、町内のA納税組合を通じて納付していた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、夫の国民年金手帳記号番号が申立人のものと連番であり、申立人と同一日に国民年金に加入したと推認できるその夫も申立期間の一部である昭和36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっている。

また、申立人は、その夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、その夫が申立期間の保険料を町内のA納税組合を通じて現年度納付していたと主張しているところ、申立期間の保険料について、特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から44年6月までの期間及び同年7月から47年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から44年6月まで  
② 昭和44年7月から47年11月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年7月から44年6月までの期間及び同年7月から47年11月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和40年6月に、夫の転勤によりA県に転居したが、その社宅に住む同僚職員の奥様方に、国民年金への加入を勧められて加入手続を行った。その後、送られてきた納付書により保険料を納付したので、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していたA県B郡において国民年金加入手続を行った場合、「C」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるが、申立人の国民年金手帳記号についてはD社会保険事務所管内の市町村に払い出される「E」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、毎月郵便局において納付書により納付していたと主張しているが、申立期間については未加入期間であることから、納付書が送られることはなく、また、郵便局及び社会保険事務所において長期間(89月)にわたり納付記録が欠落する<sup>かし</sup>瑕疵があったとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月から 32 年 7 月 7 日まで  
② 昭和 32 年 7 月 13 日から 33 年 3 月 31 日まで  
③ 昭和 33 年 7 月 12 日から 34 年 5 月 7 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた31年6月から32年7月7日までの期間、並びにB社C班に勤務していた32年7月13日から33年3月31日までの期間及び33年7月12日から34年5月7日までの各期間について、記録が無かった旨の回答を受けたが、いずれの事業所にも確かに勤めていたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に勤務していた申立期間①、並びにB社C班に勤務していた申立期間②及び③について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、各申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立期間①当時の同僚の証言から推認できるものの、社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、また、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、同僚からは、申立期間①当時、A社では、入社後一年半くらいの間は、従業員を臨時工の身分として厚生年金保険には加入させておらず、申立人については、臨時工であったことから、厚生年金保険に加入させていなか

った可能性があるとする旨の証言が得られた。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同僚の中には、入社後、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに8か月以上の期間を要している者が複数確認できることから、申立期間①当時、同社では、入社後、一定期間を置いた後に従業員を厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、B社C班に勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の記録では、同名称による適用事業所は確認できず、適用事業所として記録が確認できたB社の本社からは、「申立期間②及び③当時、下請け会社のことを「班」と呼んでいたが、C班もしくは当時の「班」についての資料は保存されていない。」との回答が得られた。

また、社会保険事務所が管理するB社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び申立人が挙げる同僚の名前は確認できず、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、同本社において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、同僚及び当時の事業主の連絡先は不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、具体的な供述を得ることはできなかった。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 404

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 14 年 10 月 1 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得してから、17 年 4 月 1 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。標準報酬月額を引き下げたことは憶えているが、資格取得時までさかのぼった記憶は無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 17 年 4 月 1 日より後の日付である同年 4 月 5 日に、14 年 10 月 1 日から 15 年 7 月 1 日までの標準報酬月額は 50 万円から 9 万 8,000 円に、同年 7 月 1 日から 17 年 4 月 1 日までの標準報酬月額は 59 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれ引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、申立人が滞納保険料の整理の交渉をするため数回社会保険事務所を訪れた際、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、滞納保険料を精算する旨の提案を受け、了解したと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて承知していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることを知りながら、この減額

処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 50 年 1 月 1 日から 52 年 7 月 1 日までの期間について、加入した事実が無かった旨の回答を受けた。

正社員として勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、A社における申立期間の一部を含む昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 30 日までの期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立期間のうち、51 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 30 日までの期間については申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、「A社」及び「B社」という名称の事業所を検索したところ、厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は確認できなかった。また、商業登記簿謄本により、「A社」は、昭和 53 年 7 月に「C社」に社名を変更していることが確認できることから、「D」という名称で検索したところ、E市内に現存する「F社」が該当したものの、申立人が主張する所在地と異なることから、申立ての事業所とは別事業所であると考えられる。

また、申立期間当時の「C社」の事業主及び役員の一部に照会したものの、回答を得ることはできず、当時の同社における厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申



立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。